8　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律**（法律第一一一号）（厚生労働省・国土交通省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

(1)　この法律において「建設工事」とは、建設業法第二条第一項に規定する建設工事をいうこととした。（第二条第一項関係）

(2)　この法律において「建設工事従事者」とは、建設工事に従事する者をいうこととした。（第二条第二項関係）

(3)　この法律において「建設業者」とは、建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいうこととした。（第二条第三項関係）

(4)　この法律において「建設業者等」とは、建設業者及び建設業法第二七条の三七に規定する建設業者団体をいうこととした。（第二条第四項関係）

㈢　基本理念

(1)　建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められることにより、行われなければならないこととした。（第三条第一項関係）

(2)　建設工事従事者の安全及び健康の確保は、このために必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられることにより、行われなければならないこととした。（第三条第二項関係）

(3)　建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られることを旨として、行われなければならないこととした。（第三条第三項関係）

(4)　建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られることを旨として、行われなければならないこととした。（第三条第四項関係）

㈣　国の責務

国は、㈢の基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）

㈤　都道府県の責務

都道府県は、㈢の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第五条関係）

㈥　建設業者等の責務

建設業者等は、㈢の基本理念にのっとり、その事業活動に関し、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずるとともに、国又は都道府県が実施する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策に協力する責務を有することとした。（第六条関係）

㈦　法制上の措置等

政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第七条関係）

2　基本計画等

㈠　基本計画

(1)　政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下㈡及び㈢(1)において「基本計画」という。）を策定しなければならないこととした。（第八条第一項関係）

(2)　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとすることとした。（第八条第二項関係）

イ　建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

ロ　建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3)　厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。（第八条第三項関係）

(4)　厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならないこととした。（第八条第四項関係）

(5)　政府は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととした。（第八条第五項関係）

(6)　政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化を勘案し、並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこととした。（第八条第六項関係）

㈡　都道府県計画

(1)　都道府県は、基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画(2)において「都道府県計画」という。）を策定するよう努めるものとすることとした。（第九条第一項関係）

(2)　都道府県は、都道府県計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。（第九条第二項関係）

3　基本的施策

㈠　建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

国及び都道府県は、建設工事の請負契約において建設工事従事者の安全及び健康に十分配慮された請負代金の額、工期等が定められ、これが確実に履行されるよう、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む。）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一〇条関係）

㈡　責任体制の明確化

国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する責任体制の明確化に資するよう、建設工事に係る下請関係の適正化の促進その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一一条関係）

㈢　建設工事の現場における措置の統一的な実施

国及び都道府県は、建設工事の現場において、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する措置が統一的に講ぜられるよう、建設業者の間の連携の促進、当該現場における作業を行う全ての建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険関係の状況の把握の促進その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一二条関係）